

見積公告

下記のとおり見積競争に付します。

令和3年9月9日

全国健康保険協会 京都支部

支部長 守殿 俊二

1. 調達内容

- | | |
|--------------|--|
| (1) 調達案件名 | 京都支部職員のストレスチェック集団分析に関するラインケア研修業務委託 |
| (2) 調達案件の仕様等 | 仕様書等による |
| (3) 委託期間 | 契約締結日から令和3年11月30日（火）まで |
| (4) 納入場所 | 仕様書等による。 |
| (5) 契約方法 | 見積金額は総価とする。見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって
見積書を提出した者を契約の相手方とする。なお、見積にあたっては、納品
にかかる費用等一切の費用を含めた金額を見込むこと。

契約の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10
に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は、消費税等にか
かる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110
分の100に相当する金額を見積書に記載すること。 |

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供」において、いずれかの等級に格付けされ近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められるものであること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積説明書の交付場所、提出場所及び仕様書の内容に関する問い合わせ先
〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町634 カラスマプラザ21 1F
全国健康保険協会京都支部 企画総務グループ
担当 高橋
電話 075-256-8636 F A X 075-256-8670

- (2) 見積説明書の提出期限 令和3年9月27日（月）11：00（郵送の場合必着）

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 請書作成の要否 否
- (4) 詳細は仕様書および見積説明書による
- (5) 見積結果

- ・ 掲示板に契約者名、契約金額を掲示する。
- ・ 決定業者には別途電話連絡する。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

（1） 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

（2） 破産者で復権を得ない者

（3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

（1） 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

（3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（4） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

（5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

（6） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

（7） 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。